

登園許可証明書のお願ひ

しらは原保育園

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行はできるだけ防ぐことで、子どもたちが一日快適に生活できるよう、下記の感染症につきまして、登園許可証明書の提出をお願いします。感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育園生活が可能な状態となつてからの登園であるようご配慮ください。

■該当疾患のチェック欄にチェック()をお願いします。

チェック	病名	登園のめやす	
	麻疹 (はしか)	熱が下がってから 3 日を経過してから	
	風疹	発疹が消えてから	
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫れが出現してから 5 日を経過するまで、かつ全身状態が良好になってから	
	水痘 (水ぼうそう)	発疹がすべて消え、かさぶたになってから	
	インフルエンザ	発症した後 5 日を経過し、かつ熱が下がった日の翌日から 3 日以上を経過し、全身状態が良くなってから	
	百日咳	特有の咳が出なくなるまで、または 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了してから	
	アデノウイルス	咽頭結膜熱 (プール熱)	主な症状が消えてから 2 日を経過してから
	感染症	流行性角結膜炎 (はやり目)	感染力が非常に強いため、結膜炎の症状が消え、医師に感染の恐れがないと認められてから
	腸管出血性大腸菌感染症 (O-157、026 など)	症状が治まり、かつ抗菌薬の治療が終了し、48 時間あけて 2 回検便によって菌陰性が認められてから (医師に感染の恐れがないと認められてから)	
	急性出血性結膜炎	医師に感染の恐れがないと認められてから	
	侵襲性髄膜炎菌感染症	医師に感染の恐れがないと認められてから	
	新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過してから	

新型コロナウイルス感染症登園停止期間について

- ★発症日(当日 0 日目)は、新型コロナウイルス感染症の症状が始まった日です。
- ★「発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで」お休みが必要になります。
(令和 5 年 5 月現在)
- ※症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあること。
- ★症状が軽快した日が分かるように、日付の下に『症状軽快』と記入をお願いします。
- ★登園可能日前日または当日に病院を受診し、登園許可証の記入を医師にお願いしてください。

登園可能日確認表 ※保護者記入用

	発症日	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目	8 日目
月 日									
症状が軽快した日									

■参考例

発症 1~4 日目で軽快した場合	登園停止期間	登園可能
発症 5 日目で軽快した場合	登園停止期間	登園可能

□インフルエンザ登園停止期間について

- ★発症日(当日0日目)は、インフルエンザ症状が始まった日です。
- ★「発症した後5日を経過し、かつ熱が下がった日の翌日から3日以上を経過し、全身状態が良くなるまで」お休みが必要になります。
- ★解熱した日が分かるように、日付の下に『解熱』と記入をお願いします。
- ★登園可能日前日または当日に病院を受診し、登園許可証の記入を医師にお願いしてください。

(例)12月1日にインフルエンザ症状出現。(0日目)

12月2日に病院を受診しインフルエンザの診断。抗インフルエンザ薬を内服。夜、解熱(1日目)

12月3日以降発熱なく元気に過ごす。

→『発症して5日を経過』と『解熱後3日を経過』どちらも満たした状態で登園可能となるため、12月7日からの登園になります。

 登園可能日確認表  ※保護者記入用

	発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
月 日									
解熱した日									

■参考例

発症1・2日目で解熱した場合	登園停止期間	登園可能
発症3日目で解熱した場合	登園停止期間	登園可能

登園許可証明書

しらほ原保育園

児童氏名 _____

上記の者は、_____年_____月_____日に (病名) _____に感染したが、
症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので、_____年_____月_____日から登園可能であることを証明します。

_____年_____月_____日

医療機関名 _____

医師名 _____ 印